

# 幼児教育の無償化 2019年10月からスタート

## 幼稚園の利用者負担額（保育料）が無償

- 鈴鹿市立幼稚園を利用する全てのこどもが対象です。
- 既に鈴鹿市立幼稚園を利用されている方は、新たな手続は不要です。
- 保育料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、給食費などは、これまでどおり保護者の負担です。ただし、年収が360万円未満相当（市町村民税所得割課税額が77,101円未満）世帯のこどもと第3子以降（小学校3年生までのこどものうち最年長のこどもを第1子とカウントして）のこどもは、給食費のうち副食（おかず等）の費用が免除となります。

## 幼稚園の利用に加えて認可外保育施設等の利用も月額1万2,300円まで無償

- 共働き世帯のこどもなど「保育の必要性の認定」を受けたこどもが対象となります。

※「保育の必要性の認定」の要件には、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは裏面の「認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには？」を御確認ください。

- 既に鈴鹿市立幼稚園を利用されている方も別途、認定申請の手続が必要となりますので、御希望の方は、幼稚園又はこども育成課まで御連絡ください。

※認可外保育施設等とは、都道府県等に届出をした認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことをいいます。

【問い合わせ先】

鈴鹿市こども政策部こども育成課

TEL : 059-382-7606

Mail : kodomoikusei@city.suzuka.lg.jp

# 認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには？

## 【対象者】

認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となるためには、父母ともに「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※無償化上限額は月額12,300円です。

## 【保育の必要性の認定の要件等】

| 状況              | 必要書類                                                              | 認定期間                                  | 備考                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労している方         | 就労証明書(鈴鹿市指定の様式)                                                   | 提出書類の内容(雇用期間等)に基づき決定                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月間60時間以上の就労時間が必要</li> <li>・給料の発生しない就労は不可</li> <li>・事業所が記入し証明</li> <li>・勤務先、勤務内容等に変更があった場合はその都度提出が必要</li> <li>・雇用更新の確認、勤務実績の確認等が必要な場合は、その都度提出を求めます</li> </ul> |
| 出産前後の方          | 母子手帳の表紙(母の氏名が記入されている箇所)及び出産予定日が分かるページの写し                          | 出産予定月の2月前から出産日の翌日から起算して8週間後の属する月の月末まで |                                                                                                                                                                                                      |
| 病気・けが・障がい有している方 | 診断書(鈴鹿市指定の様式)又は障害者手帳等の写し                                          | 提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定                  |                                                                                                                                                                                                      |
| 親族を常に介護している方    | 介護・看護等による申立書(鈴鹿市指定の様式)及び介護が必要であることが分かる書類(診断書(鈴鹿市指定の様式)、障害者手帳等の写し) | 提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定                  |                                                                                                                                                                                                      |
| 災害復旧に当たっている方    | 罹災証明書等保護者が災害復旧に当たっていることが分かる書類                                     | 提出書類の内容に基づき決定                         |                                                                                                                                                                                                      |
| 求職活動中の方         | 約束書(鈴鹿市指定の様式)                                                     | 最長90日間                                | ・70日以内に就労し、就労証明書の提出が必要                                                                                                                                                                               |
| 就学中の方           | 在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)及び時間割等の就学時間が分かる書類                             | 提出書類の内容(在学期間等)に基づき決定                  |                                                                                                                                                                                                      |



「保育の必要性の認定」を受けるためには、別途、認定申請の手続きが必要となりますので、御希望の方は、幼稚園又はこども育成課まで御連絡をお願いします。